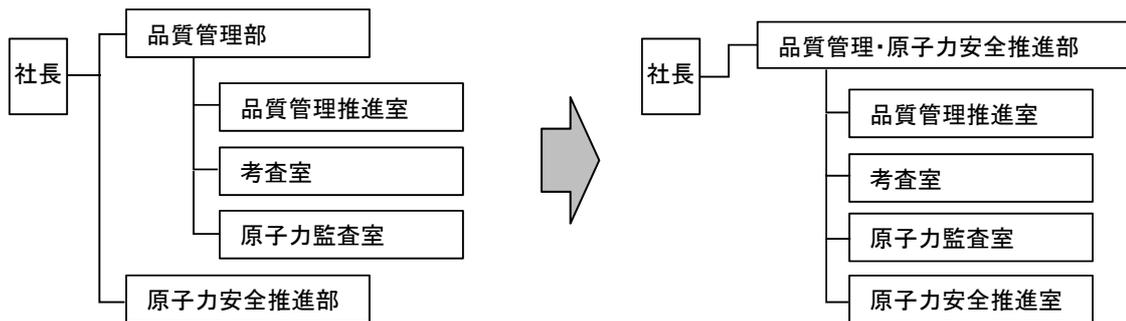


組織の名称変更に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について

1. はじめに

当社では、原子力部門への独立監査及び独立監視を一体的かつ効果的に行うため、令和3年7月1日付で、それぞれの業務を担う品質管理部及び原子力安全推進部を統合し、「品質管理部」の名称を「品質管理・原子力安全推進部」とする予定である。なお、統合、名称変更後においても、保安に関する組織である原子力監査室の業務分掌及び職務に変更はない。

この組織の名称変更に伴い、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）を変更する必要がある。



2. 保安規定の変更内容

以下のとおり、保安規定の記載を見直す。

- ・「品質管理部」 ⇒ 「品質管理・原子力安全推進部」
- ・「品質管理部長」 ⇒ 「品質管理・原子力安全推進部長」

3. 保安規定変更認可申請時期

保安規定変更認可申請は令和3年3月中に行う予定である。

4. 現在申請中の案件

現在、当社は新規基準に係る案件を申請中（平成26年8月12日申請）であるが、本案件を優先して審査をお願いしたい。